

船舶事故調査報告書

令和2年2月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	令和元年7月17日 14時00分ごろ（発見時刻）
発生場所	長崎県長崎市長崎港 長崎港旭町防波堤灯台から真方位101°550m付近 （概位 北緯32°44.6′ 東経129°52.2′）
事故の概要	プレジャーボート1948は、係留中、浸水した。
事故調査の経過	令和元年9月5日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 1948、19トン
船舶番号、船舶所有者等	240-45056長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	主機、発電機等に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 1 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、長崎港内の係留場所に無人で係留されていたところ、同係留場所の管理人により、令和元年7月17日14時00分ごろふだんより喫水が深くなっているのが発見された。</p> <p>係留場所の管理人から連絡を受けた船長は、本船に到着後、船内を確認したところ、機関室等に浸水していたので、長崎市所在のマリーナに応援を要請した。</p> <p>本船は、マリーナの整備担当者により、排水作業が行われた後、マリーナに回航して上架されたところ、青銅製の発電機用冷却海水取入口が腐食して割損しており、同腐食箇所から浸水していたことが確認された。</p> <p>船長は、平成30年9月に本船（平成9年進水）を中古で購入した後、法定検査時及び不具合が生じた際にマリーナに依頼して本船の整備を行っていたが、海水取入口等の整備を行っていなかった。</p>
分析	本船は、発電機用冷却海水取入口が長年点検整備されておらず、係留中に同取入口が腐食して割損したことから、機関室等に浸水したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、発電機用冷却海水取入口が長年点検整備されておらず、係留中に同取入口が腐食して割損したため、機関室等に浸水したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

	・海水取入口等は、定期的に整備を行い、防食対策を講じること。
--	--------------------------------